宮城県のうち 黒川郡のうち富谷町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち 加美郡のうち加美町	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち 遠田郡のうち涌谷町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上 五　容量九・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち 遠田郡のうち美里町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十八キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が百三十六キロリットル以上 五　容量九・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち 牡鹿郡のうち女川町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量九・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

宮城県のうち 本吉郡のうち南三陸町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 福島市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十八・八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十九・二キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 会津若松市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち 郡山市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
福島県のうち いわき市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が五キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること